

〔解答〕 2)

〔解説〕

1) 適切。

実施事業所に使用された期間が3年未満である場合、事業主返還を定めることが可能です。なお、事業主返還を定める場合は、当該事業主への返還資産額の算定方法に関する事項を規約に定める必要があります。

2) 不適切。

実施事業主に使用された期間には、育児休業、介護休業等の休職期間も含まれます。

3) 適切。

実施事業主に使用された期間は勤続期間を指し、当該企業型年金制度に加入していない期間（例：正社員が制度加入の対象となる場合における、正社員登用前の契約社員である期間等）も含まれます。

4) 適切。

勤続期間が3年以上の場合には、懲戒による解雇であっても事業主掛金の返還は認められません。企業型年金制度は、一旦個人に拠出された資産は個人の持ち分として運用される制度であるため、企業における懲戒とは別のものと解釈されます。